

平成20年 第20回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年11月27日（木）午前8時45分

場 所：教育委員会室

平成20年11月27日

## 東京都教育委員会第20回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

- 第87号議案 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第88号議案 東京都文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第89号議案 東京都公立学校長の任命について
- 第90号議案 平成20年度東京都公立学校長等任用審査について
- 第91号議案及び 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
- 第92号議案
- 第93号議案 平成18年度都立日本橋高等学校入学者選抜における不正操作への対応方針について
- 第94号議案 都立日本橋高等学校入学者選抜における不正操作事案について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外3件の制定依頼について
- (2) 「不登校フォーラム」の報告について
- (3) 「奉仕体験活動フォーラム」の報告について
- (4) 平成20年度東京都教育委員会職員表彰について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	大 原 正 行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大 原 正 行
	次長	影 山 竹 夫
	理事	岩 佐 哲 男
	総務部長	松 田 芳 和
	都立学校教育部長	森 口 純
	地域教育支援部長	皆 川 重 次
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	直 原 裕
	福利厚生部長	秦 正 博
	教育政策担当部長	石 原 清 志
	特別支援教育推進担当参事	高 畑 崇 久
	人事企画担当参事	中 島 毅
（書 記）	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 時間でございますので、ただいまから、平成20年第20回定例会を開会させていただきます。

まず傍聴関係です。報道関係は東京新聞1社、個人は2名からの取材・傍聴の申込みがありました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。

それでは、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回10月23日開催の第18回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。第18回定例会の会議録は御承認いただきました。

前回11月13日開催の第19回定例会の会議録が机の上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第88号議案から第92号議案まで及び報告事項（4）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についてはそのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

第87号議案 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

【委員長】 第87号議案、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明を、人事企画担当参事、よろしくお願いいたします。

【人事企画担当参事】 第87号議案の資料を御覧いただきたいと存じます。

本規則は、都立学校等に勤務する非常勤講師のうち、1日を単位として勤務する日勤講師について規定しているものですが、今回は、この日勤講師に支給する報酬額の改定に伴う規則改正を行うものです。

日勤講師というのは、昨年度の再雇用制度の廃止に伴い、退職教員のマンパワーを活用するために今年度より任用を開始した非常勤教員のことです。日勤講師の報酬額は、常勤職員の給料に準じて第一種報酬、いわゆる給料の額を決定することとしております。去る10月23日の教育委員会において御報告しましたとおり、本年の東京都人事委員会勧告においては、平成20年4月の公民較差相当である0.09パーセントについて給料月額を引き下げることとされていることから、日勤講師についても同様に報酬額の引き下げを行うものです。

具体的には、報酬月額について、現行の19万6,900円を0.09パーセント引き下げ19万6,700円とするものです。実施時期は、職員の給与改定と同様、平成21年1月1日といたします。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり御承認いただきました。どうもありがとうございました。

報 告

(1) 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外3件の制定依頼について

【委員長】 報告事項(1) 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外3件の制定依頼について、説明を、同じく人事企画担当参事、よろしくお願ひいたします。

【人事企画担当参事】 報告資料(1)を御覧ください。

去る10月23日に御報告させていただいた東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、この間、精力的に職員団体と協議を重ねてまいりました。委員からの御意見もあり、職員団体に対しては、今回の給与制度改正が従来の年功的、一律的給与体系から、職責に見合ったメリハリのある給与体系に転換させるものであること、また、職層別、年代別の年収シミュレーションの結果等も含めた給与水準の状況などについて説明を行ってきましたが、延べ23回にわたる交渉の結果、11月18日に職員団体との交渉が妥結したところです。

本日は、平成21年4月1日からの主任教諭の任用及び新たな教育職給料表の適用に伴う学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか3件の制定依頼について御報告させていただきます。

なお、これらの案件は平成21年1月1日施行のものもあり、給与改定交渉妥結後、速やかに第4回都議会定例会に付議する必要があったことから、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により処理しましたので、本日御報告するものです。

改正理由ですが、東京都人事委員会勧告を踏まえ、学校職員の給与を改定するほか、関連する規定整備を行うものです。

「2 制定する条例」として、まず(1) 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。改正事由として、平成21年1月1日施行の給与改定に伴うものと、平成21年4月1日施行の教員給与の見直しによるもの等です。東京都人事委員会勧告を踏まえ、平成21年1月1日に実施する給与改定に伴う改定の内容については、既に御説明しております。地域手当の引上げに伴い給料月額を引き下げを行うことから、

資料42ページから49ページまでにかけてお示ししてある給料表の額を改めるものであります。

なお、地域手当の率の読替え規定、本年4月の公民較差0.09パーセントに基づく給料月額を引き下げを行うための所要の調整については、附則第2条及び第3条において規定整備を行うものです。

次に、教員給与の見直しによる改正についてです。これ以降、規定整備が中心であることから、新旧対照表を御覧いただきながら、改正の要点を簡単に御説明いたします。

資料54ページから61ページまでにかけて、新たな教育職給料表による給料月額をお示ししてあります。主任教諭の職務の級の新設により、これまでの職務の級を5級制から6級制にするとともに、小中学校教育職員給料表と高等学校等教育職員給料表の一本化により、給料表の名称等の規定整備を行うものです。

52ページは、期末勤勉手当における職務段階別加算です。これまでは、第24条及び第24条の2にあるとおり、職務の級が2級、いわゆる教諭のうち経験年齢等による加算割合を設定していましたが、今回の給与見直しが年功的な要素を是正するという観点で行われていることにかんがみ、職務の級が3級以上である職員、すなわち主任教諭以上とするものです。

なお、現に加算を受けている職員の激変緩和を図るため、2年間に限り経過措置を設けることとなっております。併せてその旨の規定整備も行いますが、経過措置については一時的なものであることから、条例本文ではなく附則の形で規定整備を行っております。

53ページは、義務教育等教員特別手当についてです。国の教員優遇分の縮減に伴い、都においても平成21年4月1日から縮減措置をとることにしていますが、給与条例において手当額の上限を定めていることから、縮減の内容を反映させた限度額に改正するものです。

資料の1ページにお戻りください。新給料表の適用に伴う切替に関する規定です。新たな教育職給料表の級に対応する職務の級の設定、現行の職務の級から新たな給料表に移行する際の切替等について附則で定めることにしております。また、その他の

規定整備として、学校給食法の改正が平成21年4月1日に行われることから、これに伴う条番号の規定整備を行うものです。

(2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてです。本条例は、教職調整額について定めている条例ですが、条文の中に適用する給料表名称や支給対象となる職務の級の定義があるため、今回の教員給与の見直しに合わせて規定整備を行うものです。第3条において、支給対象となる給料表の名称及び職務の級を定めていますが、教職調整額は、校長、副校長は支給対象とならないため、この条において給料表の1級、2級又は特2級である者と規定してありました。今回の改正は給料表の一本化及び主任教諭の設置に伴う職務の級の新設に伴い、それぞれ文言を整理することとしたものです。

(3) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。本条例は、教育業務連絡指導手当、いわゆる主任手当を廃止することに伴い、関連する条項を削除するなど規定整備を行うものです。第2条で特殊勤務手当の種類、第17条で教育業務連絡指導手当の概要を規定してありますが、主任手当の廃止に伴い、これらに関する規定を削除するものです。

(4) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてです。第8条において、講師等の費用弁償、つまり職員の旅費に当たるものの支給について定めておりますが、これは行政職給料表第一表の1級、2級の統合に伴い、この職務の級が一つずれることになるため、条文中にある行政職の職務の級を改正するものです。

これらの改正の施行日については、学校職員の給与に関する条例の給与改定は平成21年1月1日、それ以外の事由については平成21年4月1日施行とするものです。

以上、4件の条例の改正について平成20年第4回都議会定例会に付議するため、知事にその制定依頼を行ったものです。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件については報



告として承りました。ありがとうございました。

(2) 「不登校フォーラム」の報告について

(3) 「奉仕体験活動フォーラム」の報告について

【委員長】 報告事項(2)「不登校フォーラム」の報告について及び報告事項(3)「奉仕体験活動フォーラム」の報告についての説明を併せて、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2)「不登校フォーラム」の報告について、まず御説明申し上げます。

実施日時は平成20年10月23日、午後4時から午後6時30分までございました。これは参観者が出席しやすいよう午後4時以降に時間設定し、開催したものです。

主催は東京都教育委員会と青少年・治安対策本部です。

目的については、関係者の意識啓発を図ること、学校関係者と行政関係者の連携強化を図ることとしております。

内容については、テーマを「きいてみようよ！みんなの話 ～在学中から卒業後まで～」とし、基調講演、不登校克服の体験報告、フォーラムを開催しました。基調講演は、不登校に関して学術的な研究をなさっている東京学芸大学小林教授からいただき、「ひきこもりからみた不登校」という演題で、学校が子供に合わせた環境づくりを行うことが大切であるという内容で講演をいただきました。

不登校克服の体験報告は2名の方をお願いしました。実際に不登校を経験し、それを克服したことがある方から発表をいただきました。1名は家族や友達の支えで克服した者、もう1名は、自分のペースを守り、急がず、目標を持って克服していった者です。そうした体験について、時には涙ながらに体験を報告するという場面もありました。現在二人は大学院で心理学を学び、将来はスクールカウンセラーを目指しているという報告もいただいております。自分のペースを守り、急がず、目標を持って不登校を克服した女性の方は、チャレンジスクールに入学して、そこでの学習が自分に合っていたというような内容でした。不登校克服の体験報告は、参観した聴衆に非常

に好評でした。

フォーラムは、行政関係者から出席いただき、不登校の理由は様々であるが、個に応じた支援を行うことが重要であるというようなまとめをコーディネーターの都教育相談センターの主任教育相談員からいただきました。

本事業の位置付けについては、4に示してあるとおりです。

参加者数は450人でした。特に、保護者一般の中に中学生5人を含み、うち3人はフォーラム終了後に、その会場内において相談センターの職員に相談したい旨の申出があったということです。不登校で悩んでいる子供が、こうしたフォーラムを聞くことによってすぐに相談したいという申し出があったことを、付け加えさせていただきます。

報道関係は7社で、NHKにおいてはこれを放映していただきました。

アンケートの実施結果については、5段階評価で、回答数は197名でしたが、大変参考になったという高い評価があったのは不登校克服の体験報告でした。

主な意見として、学校関係者からは、「不登校の子供がどのような気持ちでいるかを理解する手立てとなった。」。あるいは、「不登校を経験された方の生の声が伺えて、相談する側の子供の思いを少し理解することができたように思える。」、来年も同じような企画を是非、お願いしたいという御意見がありました。また、開会のあいさつを久我青少年・治安対策本部長に、閉会の挨拶は竹花委員にさせていただきましたが、そうした話に非常に勇気づけられたという御意見もいただいております。もう少しこうしていただければという御意見として、関係機関が持つそれぞれの資源を活用してより良いネットワークができるといいという声が寄せられております。

保護者からの主な意見として、「自分の子供も不登校なので、今日のフォーラムを参考にしたい」という声がありました。「親の立場での接し方をもっとよく聞いてみたい」という声もありました。

行政関係者からの主な意見として、学校の先生で、不登校については先が見えない方策をどうしていくか悩んでいたところだったが、今後の仕事の参考になったという御意見がありました。あとは、ひきこもり対策を更に充実させることが必要と感じたという御意見をいただいております。

続いて、報告資料（３）、同様の形式で実施した「奉仕体験活動フォーラム」について御報告いたします。

実施日は、平成20年11月15日です。

目的は、高校生が行っている「奉仕」に対する都民の理解と協力を得ること、奉仕体験活動の実践について広く都民に知っていただくこと、連携先関係者等にそうしたことを紹介するとともに、生徒が都民から直接評価される機会を設定し、社会貢献意識の一層の高揚を図るというものです。

内容は、第１部では、生徒による教科「奉仕」の体験活動の紹介として、５校の生徒から実際に奉仕体験活動を紹介していただきました。

お手元のパンフレットに、それぞれの学校の発表内容が記載されております。詳細については、後ほどそのパンフレットを御覧いただければと思います。

なお、このフォーラムは生徒の手作りで行うということで、司会、看板、受付案内等すべて都立高校の生徒が奉仕として実施しているものです。

第２部のパネルディスカッションにおいては、教育支援コーディネーターや連携先の関係者、３校９人の生徒で、高校生の力で社会をより良く変えていくというテーマで議論を行いました。教科「奉仕」の成果について話し合いましたが、今後一層、奉仕体験を積み重ねていくことが大切であるというような感想もありました。

参加者数は321人でした。

アンケートの実施結果については、体験活動紹介、パネルディスカッション、教科「奉仕」の内容について、いずれも評価は高かったと認識しております。

教育関係者からは、「奉仕体験活動が定着し、確実に成果を上げていることを生徒たちの姿から実感することができた。」、「地域・生徒の実態に応じた工夫について報告し、校内の改善・充実につなげていきたい。」、もう少しこうしてほしいという部分においては、「地域との連携における教員の役割も紹介してもらいたかった。」という御意見がありました。

保護者・一般参加者からは、「２年目でこのように多くの奉仕体験活動が広がっていることを知り、大変驚き、喜んでいる。」、「奉仕の活動を通して、勇気的一声、勇気的一步を出せる人に成長してほしい。」という御意見がありました。課題として

は、「この奉仕体験活動を行うに当たっての課題などの声も聞きたかった。」という御意見がありました。

生徒の意見として、「自分の学校でもこれからもっと活動の幅を広げていきたい。」という意見などがありました。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

**【内館委員】** 「不登校フォーラム」の基調講演や内容を何かで見ることができますか。これはとても興味がある方が多いと思いますし、私もお話を伺って、フォーラムも基調講演も、内容を詳しく知りたいと思いました。

**【指導部長】** このときはパワーポイントで御説明をなさっており、その資料はあります。

**【内館委員】** わかりました。では、それを拝見したいと思います。

それと、もし来年度も実施するというのであれば、基調講演が30分というのは少ないですね。普通、講演というのは1時間30分です。まして小林教授が来てくださっているのに、30分では十分にお話を聞けないと思います。これはスタート時間が遅いから仕方がない面があるにしても、せめて1時間は欲しいと思います。

フォーラムについてのアンケートの回答で、「パネラーの人数が多いと感じた」と書いてありますが、パネルディスカッションはどのくらいの時間行ったのでしょうか。

**【指導部長】** パネルディスカッションは1時間30分でした。

**【内館委員】** 1時間30分でこれだけの人数となると、聞いている側としては、もう少しきちんと聞きたかったと思うのでしょうか。来年度も実施する場合は、そのあたりに気をつければ、随分良くなると思いました。

**【指導部長】** ありがとうございます。

それでは、基調講演の内容については後ほどお示ししたいと思います。

来年度の課題として、確かに、声として、もう少しこの東京学芸大学の小林教授の話を聞いてみたかったということがありますので、今の御意見を反映させて、来年度、更に内容を充実してまいりたいと思います。

【内館委員】 小林教授が、学校が子供に合わせる事が大事だとおっしゃっているというのは、具体的にはどういうことですか。

【指導部長】 子供が不登校になった要因は様々である。当然のことながら、家庭・学校・地域が連携してそうした問題に取り組んでいかなければいけないが、学校が生徒の心の中に入ってまでは行っていないような現状があるのではないかというようなことで、きちんと学校で合わせるようにしていかなければいけない、環境づくりが必要というようにお話がありました。先生方はがんばっていらっしゃるのですが、一人一人の子供に対してということについて言うと、やはり関係機関といろいろな連携しながら学校が子供の様々な要因に合わせていく形をとったほうが良いという御意見でした。

【瀬古委員】 この「不登校フォーラム」では、不登校になる理由として、どういう理由が一番多かったのでしょうか。

【指導部長】 不登校を克服した体験報告者の1名は男性でしたが、やはり学校におけるいじめ、いわゆる無視から始まって不登校になっていったという体験報告をされていました。

【瀬古委員】 理由として何がが多いということにはなかったわけですね。

【指導部長】 はい。そのようなことについては特に聴取していません。

ただ、一般的には、不登校になっている小学生、中学生の児童・生徒については、家庭の要因、学校の要因が様々に絡まっているということが調査結果として出ております。体験報告において1名の方がおっしゃったのは、学校生活の中で友達から無視されるような状況になってきて、なかなか登校できなくなってきたというような報告でした。

もう一人の女性の方は、どちらかというと、自分の進路について悩み、言葉は適切さを欠くかもしれませんが、御家族の方々が高学歴であり、自分がその中において本当の目的は何なのかということに思い悩み、勉強する意味がわからないというようなところから不登校になってきたということでした。

【高坂委員】 私も内館委員と同じ質問をしようと思っていたのですが、学校が子供に合わせた教育を行うというのは、ある程度具体的な事例か何かがないと、何でも

学校に押しつけるということになってしまいます。

昨日、竹花委員と一緒に世田谷区立船橋中学校へ視察に行き、先生の話をお伺いした後で随分議論しましたが、そのときにも、不登校の生徒が一人か二人くらいいるという話でした。その生徒たちをどうするかということもさることながら、3人くらい、授業についていけないけれど学校に来ている生徒がいて、それをどうするのが問題だということでした。この生徒たちも不登校予備軍だと思います。しかも、そういう生徒が入っていると授業全体を進めるのにも苦勞するというので、そのときの議論として、1時間の授業が聞いてもらえない、また、十分に漢字も書けないような生徒が他の生徒と同じ授業を受けること自体が問題だという話がありました。

そうすると、子供に合わせる教育といっても、そういう子供に合わせるのか。中学校の1年生で大体4段階くらいに分かれるということです。どの段階を相手にするか。少人数教育というが、実際は40人のうちの20人ずつに分けても少人数にはならないと校長先生がおっしゃいました。これは非常に難しい話かもしれませんが、そういう生徒は、一人の教員ではせいぜい4、5人しか面倒が見られないと思います。そういう生徒をまとめて教える、高校で言えばチャレンジスクールのようなものですね。そうしたことを考えて、ほかの生徒は別の先生に引っ張ってってもらおうというような、何かきめの細かさが必要ではないかと思いました。その意味で、「不登校フォーラム」で小林教授がどういう基調講演をなさったのか非常に興味があります。

それと、スクールカウンセラーは週に1回しか来ないので、あとの日はボランティアに毎日来てもらっていて、これは非常に効果があるというような話もありましたので、御参考までに申し上げます。

**【指導部長】** 現在、予算要求している登校支援員の制度があります。その登校支援員の制度の中では、登校への心理的な不安や、学習のつまずき等に対しても、この登校支援員が手助けしていくようなことを考えております。100パーセントそれでうまくいくか、すべてをかなえることができるかということ、そうではないかもしれませんが、一つのステップとして、来年度この事業が実施の運びになればと考えております。不登校に陥ると、やはり学習が遅れていきますので、そうしたところもきちんと援助していきたいと考えております。

【竹花委員】 「不登校フォーラム」に出席し、小林教授のお話もお伺いしましたが、時間が短くて、しかもひきこもりの問題をベースにしてお話しになったものから、聞いているほうは少し不消化を起こしたのではないかと思います。

小林教授自身は、多くの不登校ケースに自らかかわっておられ、たくさんの子供たちを学校に復帰させている豊富な経験を持った方です。恐らく、東京近辺では、こういう問題についての実務家としても第一人者だろうと思います。学校の多くの方々にこの先生の話聞いてもらう機会をつくることもいいのではないかと、それは非常に参考になるのではないかと思います。

全体としてこのフォーラムは欲張りすぎて、専門家の話を聞く、パネルディスカッションをする、不登校経験者に体験談の発表をさせる、これは少し盛り込みすぎですので、整理しないといけないのではないかと思います。やり方はこれからまたお考えいただき、講演は講演で、誰に聞かせるかということを決めて開催されたほうが、講演をされる方も話しやすいのではないかと感じました。

それから、高坂委員からもお話がありましたが、世田谷区も半年前に不登校問題についての調査委員会を設けて、不登校の実態、対応策について検討を続けているそうです。この前足立区に伺ったときには、足立区でも同じように、いろいろな対応の改善策を講じておられ、恐らく、多くの区市町村でこの問題については取組が行われているのだらうと思います。

昨日伺った世田谷区でも、例えば不登校の児童・生徒が世田谷区には300人近くいるそうですが、その300人が一体どういう理由でそうなっているのか。病気の子供たちもいますし、その他いろいろな理由の子供たちがいます。勉強のことも、いじめのことも、友達関係のことも、いろいろなことがあったり、あるいは、総合的な原因もあったりするのですが、やはりきちんととらえきれていないからしっかりした対策がなかなか出てこないということもあると思います。その原因をしっかり究明しなければ対策が講じられないというわけではありませんが、そういう営みも大事ですし、そこを調べていただいて、東京都教育委員会に教えてくださいということをお願いいたしました。

事務局においても、そういうことをきちんとなさっておられる区市町村教育委員会

を見つけてもらい、都全体で分析するより少し小さい単位で見て、なるほどこんな感じかというものを持たないと、良い対応策が出てこないと思います。その点について御努力をお願いしたいと存じます。

もう一点は、私はこのフォーラムで御挨拶を申し上げましたが、そこで来年度の東京都教育委員会の施策を紹介し、東京都教育委員会として不登校問題は非常に大事な問題だと考えていて、この施策で何か大きく解決するとは思っていませんが、様々な形で取り組んでいくことをお約束申し上げました。事務局におかれては、登校支援員制度の運用の在り方として、登校支援員を一人置けば何とか済むということではなく、いろいろな仕方があると思います。スクールカウンセラーとの関係、スクールサポーターとの関係、地域の人たちとの関係、学校との関係、そうしたものをうまく整理し、幾つかのモデルを考えながら、どのように働いていただくかということのを少しよく考えてもらって、各区市町村が行っていることも踏まえながら、そこはしっかりと検討してもらいたいと思います。その点、よろしくお願い申し上げます。

それから、「奉仕体験活動フォーラム」も含めての話として、この報告では、どうい議論が行われたのかがよく伝わりません。全体を報告しようとするとうなってしまう。子どもへの報告は、こうしていろいろ議論できるからいいのですが、この中身をもう少しわかりやすく、都民の方々に知らせる工夫を少しして欲しい。これはホームページに載せていただきたいと思います。載せるとしても、この資料のようなものを載せては無味乾燥です。不登校を克服した体験を発表した内容などは、どういう趣旨のことを話したのかということはみんな知りたいと思います。あるいは、小林教授の講演のポイントだけでも少し紹介することなどもしていただければと思います。

参加者の主な意見やフォーラムに対する評価などは、都民はあまり関心がないと思います。目的がどうなどという役所的なことではなく、このフォーラムはこういう形で開催され、こうだったということ、マスメディアの人たちは上手にまとめます。残念ながら、このフォーラムにはマスメディアの関係者はあまり来られていなかったのではないかと思います。こんな良い会合に来ないマスメディアもどうかしていると思いますが、やはりマスメディアの方々のまとめ方は上手ですので、そこを参考にされて、ホームページに、東京都が開催しているこういう活動はこうですよということ



が伝わる形で載せる方法を考えないといけません。東京都の教育庁報なども本当に無味乾燥で、読んでいても何も面白くない。ですから、そこら辺は少し工夫してください。せっかくいろいろと良いことを実施し、多くの参加者があり、非常に参考になることを言っておられるのになかなか伝わらない。マスメディアに頼らず、自分たちできちんと伝える努力をしてもらいたいと思います。

手始めに、この二つについて行ってみてください。よろしくお願いします。

**【委員長】** 私も同じことを申し上げようと思っておりました。東京都教育庁の職員の中にもおできになる方がいらっしゃると思いますが、ホームページのデザインに関しては、やはりデザイナーに頼むべきだと思います。私のおります機関では、大学評価と学位授与という二つの極めて地味な仕事をしています関係で、ホームページへのアクセスの件数がなかなか増えませんでした。困りましてプロに頼んだところ、とたんに飛躍的にアクセス件数が増えました。自分たちでやることも大切ですが、外部の専門家と相談をして、一般の方がアクセスしやすい、見てすぐに情報が取れるようなウェブサイトを是非つくってもらいたいと思います。

今の御報告の内容をウェブサイトにはわかりやすい形で載せることを是非お願いしたいと思います。全体的に役所のホームページは面白くありません。繰り返しになりますが、しかるべきデザイナーに相談をしていただいて、都民の方がアクセスしやすい、アクセスしてわかりやすい情報が取れるようなホームページをつくるように努力していただきたいと思います。

**【指導部長】** 委員長、竹花委員からお話があったことにつきましては、ホームページへの載せ方について更に工夫していきたいと考えております。

**【委員長】** 是非お願いいたします。

**【指導部長】** 先ほど竹花委員からお話がありました件については、来年度の課題として対応させていただくとともに、区市町村のすぐれた取組について集め、ネットワーク化を図っていくような取組を更に進めていきたいということと、登校支援員制度についても、今後、様々な検討をしていきたいと考えております。

**【委員長】** よろしく申し上げます。

**【竹花委員】** 先ほど高坂委員がおっしゃった、不登校になるかもしれない児童・

生徒たちを結構抱えていることも視野に置いてお考えいただければと思います。

【委員長】 この間議論になった、小学校4年生、5年生の予備軍に対するケアをどうするかということも、今後、是非考えていただければと思います。

【委員長】 それでは、報告事項（2）及び（3）についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——本件については、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### （1） 定例教育委員会の開催

12月11日（木）午前10時 教育委員会室

1月 8日（木）午前10時 教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長、お願いいたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会は12月11日木曜日、次々回は1月8日木曜日、ともに午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございました。

## 日程以外の発言

【委員長】 ほかに何かございますか。

【竹花委員】 11月19日付けの毎日新聞に載っている記事の関係です。ある市民団体から、私が8月の定例会で教育専門家二人に意見を寄せてもらうように希望する発言をしたのに、教育庁側から二人に働きかけをしていない理由の説明などを求めている公開質問状が事務局に提出されています。これは見せていただきました。それに関連して、私から少し発言させていただきたいと思います。

まず、私の8月の発言ですが、議事録に載っておりますように、「この先生方の発言が、一部のマスメディアあるいはインターネット上に載っております。私が驚いた

のは、藤田先生も、尾木先生も、校長先生がおっしゃっておられる、その通達が教育言論の自由を損ねたのだという事実関係については、私と同じ疑問を持ってもおかしくないと思うのですが」、この「私と同じ疑問」というのは、この通達で言論の自由が損なわれるものだろうかという疑問ですが、「そこについてはあまり御確認されな  
いまま」校長先生がおっしゃっていることが「正しいものだと主張されているよう  
です。」。先生方が、そういう事態について、「この校長先生の御意見に賛同される具  
体的な事実関係を御存知であるならば、是非とも東京都教育委員会に教えていただき  
たいということをお願いしたいと存じます。」といったくだりのことを言っているも  
のです。

この発言については、その翌日か何かに一部のマスメディアに、私がこういうこと  
を要望しているという発言をしたことが報道されていきました。そういうこともありま  
して、事務局から、どうしましょうかという御相談を受けました。私のほうからは、  
そういうことであれば、先生方にも私の意見は伝わるでしょう、無理をしてどうして  
も伝えなければならないということではなくて、伝わればいいのですからということ  
を申し上げております。そういうことを受けて、事務局としては、あえて連絡をとろ  
うとしなかったのではないかと私は推察いたしております。

もし、市民団体の方々がどうしても回答するよう事務局に求めてきているのであれ  
ば、そういういきさつがありましたということをお説明いただきたいと存じます。

併せて、その際に、これは私の意見として先方にお伝えいただきたいのですが、こ  
ういう公開質問状を出すというこういう形で、教育庁の責任を問おうとするのではな  
く、その市民団体の側では御二人の先生をよく御存じのわけですから、先生たちが、  
私が知りたいと思っている具体的根拠について教育委員会に伝えてはどうかとい  
うことを、その先生御二人に市民団体の方からもお話ししていただきたい。それが都  
の教育行政を正そうと思われている方の大人の対応ではありませんか、と私は考えて  
おりますということをお伝えいただきたいと存じます。

それから、この問題に関係しまして、土肥校長の問題提起について、前の教育委員  
会でも少し申し上げましたが、やや言葉足らずのところもあり、まとめて私の考えを  
申し上げておきたいと存じます。

私自身は、この土肥校長の問題提起を、東京都教育委員会が任命した責任ある立場の方の発言であり、問題が「言論の自由」という極めて重要な意味があることから、事務局に対して詳細な調査を求め、また、校長会からの直接的な意見聴取、学校経営支援センター経営支援顧問の方などからの意見聴取をお願いし、また、そういうことを現に行ってきました。そうしたものを基に私なりに慎重に判断の素材を得てきたつもりです。

また、併せて、当の校長先生からの具体的な根拠を再三にわたり求めてきたわけです。その結果、結論として、現在、関係の通知によって教育現場の言論の自由を奪っているとは認められないと私自身は考えております。

私自身、この通知を発した経緯について、6月の担当部長の説明で初めて知ったのですが、この間、少し勉強もさせていただきました。本屋で見つけました『東京都の学校改革』という、この間の経緯をまとめた本を買い求めて読んでみました。当時の当事者、すなわち東京都教育委員会、職員団体等の主張、都議会での議論を読ませていただきました。私は初めて知ったのですが、この議論は平成9年に発覚した都立新宿高等学校における、習熟度別授業を行おうとして特別に加配された教員を、その習熟度別授業に使わずにいたのに、使っていたと虚偽の報告をしていたという、当時、大きな事案があったそうです。

衝撃を受けた都教育委員会は、他の都立高等学校全般について同様の調査を行い、これがかなり広範に行われていたことを明らかにし、関係の校長等、管理者をかなり大量に処分し、教育庁自体の中にも処分者がでました。そういう重大な事案を防ぐために、その原因が何であったのかということについて、東京都立学校の在り方検討委員会といったものを設けて議論する中で、こういう加配の問題についても、校長が適切なリーダーシップを発揮できない状況があり、その要因の一つとして、職員会議が学校運営についての議決機関となっている、あるいは、それに近い形で運用されていることが指摘され、これを何とかすべきだという状況が生じてきた、そういう経緯が、様々な立場の賛否両論を踏まえて書かれており、それを読ませていただきました。

そういう多くの議論を経ながら通知は出てきており、その通知が出された後もいろいろなやりとりがありながら現在に至ったのだということを私としても初めて知り、

なるほどと感じました。この10年間に、現場を含めてかなり苦勞しながら学校運営の適正化、あるいは、校長の適切なリーダーシップの發揮の道を徐々に歩んできた、それで現在に至るのだと感じております。

この通知は、職員会議を開催するな、教職員の意見を聞くなということを指示しているものではありません。それでは校長のリーダーシップは毛頭發揮できないわけです。職員の中には、採決しないなら何を言っても無駄だという意見をお持ちの方がいらっしゃるということです。これは、実は、土肥校長先生から東京都教育委員会に寄せられた彼の私信の中にも書かれていることであり、私どもは彼に対して、この通知が言論の自由を奪っているという具体的根拠を求めたわけですが、その具体的根拠を示さずに、彼の回答では、「こういう通知を出されました。この通知によって、職員、教員には、何を言っても意見が反映されないのなら言っても意味がないという空気が広がり、自由な討論がなされず、学校の活性化にもつながっていません」と書いてあるにとどまっております。

しかし、私は、それは違うのではないかと思います。採決をしないなら何を発言しても無駄だというのは少し違って、意見を言う機会は保障されているわけですから、そこで述べた意見に道理があるならば、多くの教職員の支持を得、校長の判断が誤っていればこれを変えていくことは可能でしょう。それが言論の自由というものです。採決をしないなら何を言っても無駄だというのは、全く理に合わない考え方です。

そうした点についてよくお考えいただいて、考え違いをなさらないでいただきたい。何よりも子供たちのために学校運営がかくあるべきだという意見があるならば、それはしっかりと職員会議の場で御主張いただく。そのことをお願い申し上げたいと存じます。

なお、先の学校経営支援センターの経営支援顧問のメンバーの方々との意見交換の際にも議論になりましたが、一方で、校長が職員会議等でできる限り教員からの意見を聞くように持っていくことも大変大切です。この点について、校長が適切なリーダーシップをとっていくためにも、教職員の自由な意見を引き出すように適切に対処されることを併せて校長先生方に望むところです。

次に、この土肥校長先生の問題提起と、その後の土肥校長先生の対応についてです。

この問題は、いろいろな経緯はあるかもしれませんが、冒頭に申し上げたように、私は、非常に重要な問題提起であるから真摯に対応したいと考えて教育委員会にもお願い申し上げ、そして、事務局にも多大の労苦をかけてきました。たしか8月の私の発言の中でも、この土肥校長先生に対して少し自制を求めています。8月の段階では、「これは私の個人的な要望として校長先生にお伝えいただきたいのですが、東京都教育委員会は真摯に会議を進めており、今申し上げたように、校長先生の問題提起に対しても真摯に対応しようとしていることをよく御理解いただきたい。東京都の教育を良くしようという立場で御発言されていると信じますが、もしそうであれば、校長先生の意図が実るような形で行動されることが望ましいと考えます。これは東京都教育委員会としてではなく、一委員として、そうあっていただきたいとお願いを申し上げます。」とっています。

この趣旨は、校長という重責がある者の立場としてそれなりの対応をしてもらいたいという意図ですが、その後の彼の対応を見ていると、私どもがいろいろな形でこの問題に時間を費やして真摯に対応しているにもかかわらず、まず具体的な根拠を示してもらいたいということについても、最後までそれを示さないまま現在に至っているばかりか、東京都教育委員会という組織に対して敵対的な形で行動してこられたと思います。それは、東京都教育委員会全体に対しての都民の信頼を損ないかねないものでもあると存じます。

これは、少なくとも、校長先生という重要な立場にある方のとるべき態度としては、やはり考えなければいけないのではないかな。ある意味で、ゆゆしいことではないかな。言ってしまうと、単なる個人の思い込みで組織を誹謗する方が、その組織の重責を担っているということは、それは少し違うのではないかな。例えばマスメディアに勤めるある部長が、自分が勤めるマスメディアの在り方について、外部の人たちと一緒に批判することは認められないでしょう。それは、どの組織でも同じだと思います。そういう立場を併せながら、しかし、御批判されることはよろしいのですが、批判の仕方などについてもそれなりの見識があろうと思います。

こういう今までの経緯について、恐らく、東京都内の学校の校長先生たちの中に、こんなことを勝手にさせていいのかという御意見もあるだろうと思います。そういう

ことを考えると、様々な調査を進めてきて、私なりのこの問題についての結論を得た現在、この先生に対して何らかの反省を促す対応をとることが必要ではないかと考えます。そうでなければ、教育行政は、いわば百家争鳴の烏合集団になり下がってしまいます。一つの大きな目的を持った教育行政ですので、そういう中で、いろいろな批判を認めながら、しかし、教育行政全体が動いていくようなことにそれぞれの立場の者が努力する責任があるだろうと思います。

そういう点で、これは事務局にお願いしますが、懲戒処分などということにはならないかと思いますが、この先生に対して少し反省を促す方法があるかどうか御検討いただきたいと思います。

以上、私の意見です。

【委員長】 ありがとうございます。ほかの委員の方はそれでよろしゅうございますか。

【瀬古委員】 この土肥先生は、今でも職員会議で採決をとっていますか。

【教育長】 それはしていないと聞いております。

職員会議そのものではなくて、テレビに出たり、あるいは、市民団体と一緒にあって東京都教育委員会批判をするという行動は、ずっとされています。

【瀬古委員】 実際に自分がそういうことをしているわけではないのですね。ただ口で言っているなら、それは自由ではないのですか。

【竹花委員】 批判をする自由はあるのですが、組織に所属する者の立場があらうと思います。もちろん、一教員の立場として、自分が言いたいことを言っても校長は全然言うことを聞いてくれない、きちんと多数決をとるべきだという御意見があって批判をなさるのはよいのですが、校長先生という責任ある立場を保ちながら、対処の仕方があるのではないかと思います。東京都教育委員会の中で、まだまだ彼のとるべき道はいろいろあるのではないかと思います。そういうことを尽くし得ていないのではないかと私は感じております。

【高坂委員】 率直に言って、本来、こういう問題が出ること自体、校長先生の指導力がないことを証明していることに直結する可能性があります。つまり、教員の意見がくみ取れない、職員会議で挙手をしなければ意見が聞けないというのは、校長先

生は何をしているのかということになります。校長にはそういう権限が与えられて、竹花委員がおっしゃったように、できるだけ話を吸い上げる、聞く、それで筋が通ればそれに合わせていく、そこまでの権限が校長先生にはあるわけです。ところが、それができていないからこういうことを言うということであれば、校長先生として、本当の意味で、先生方からの意見を聞く能力がないというと語弊がありますが、そうとしか思えない。私がこの話を聞いた第一印象がそうでした。校長先生の能力は何なのかと。それは教育庁で人事考課もされているので、またいずれ聞かせてほしいと思います。

しかし、問題は、そういう人の活動がいつまでも続いていることで、いろいろな人からの意見を聞いても、教育委員会の対応が遅い、あるいは、校長先生の中には、ああいう人を放っておいていいのですかという声が出ていることから言えば、竹花委員が今おっしゃったように、何らかのことを事務局で検討していただくことは当然だと思います。

【竹花委員】 組織内部にいるから組織のことは批判してはいけない、それを公にしてはいけないなどということではありませんので、そこは十分に保障しながら、しかし、東京都教育委員会全体が様々な分野で幅広い業務を行っていく中で、東京都教育委員会は都民の信頼に基づいて行われなければいけないということがありますし、そうした全体の立場を考えながら、もし、この問題提起されていることを実現したいというのであれば、それはなすべき方法が校長という立場であるであろうと思います。そこを極端に逸脱してしまうことは、やはり少しお考えいただけなければならないのではないかと感じております。

もちろん、どういう手立てがあるのか、私がここで発言していることが伝わることで十分とするのか、それとも、もう少し具体的に何かしなければならないのか。それは、あまり前例はないだろうと思いますが、それも調べいただいて、事務局として十分御検討いただきたいと存じます。

【委員長】 私も20年近く管理職を務めていますが、コミュニケーションをとる方法はいくらでもあります。そういう立場から言いますと、こういう問題提起の仕方に対しては疑問を感じます。コミュニケーションをとる方法はいくらでもありますので、



問題提起の仕方が単純かなという印象を受けます。

では、よろしゅうございますか。

【内館委員】 先ほど竹花委員がおっしゃっていたとおりだと思いますが、採決をしないことが、イコール言論の自由がないということではないという、このところはしっかり押さえるべきところだと思います。その前に意見はいくらでも言えるようになっているわけですから、そこで言って、反対意見があるならば、しっかり説得できる場があると思います。ですから、採決、挙手できないことが、イコール言論の弾圧だにとらえることは、私も間違っていると思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、委員の皆様の見解は大体一致していますので、竹花委員の問題提起を受けとめていただいて、事務局で少し検討してみてください。よろしゅうございますね。

ありがとうございました。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前9時53分)